# 丙九御書院書異

一

内閣文庫
和書
類
三二五九號
三九二冊
一五三函一四架

内閣文庫
番號 和 32569
冊數 394 (200)
函號 152 121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

西九

御書院番組

慶安三寅年九月二日 西城書番組
慶安四卯年 月 日 九番組
寛文二巳年六月廿七日 八番組
享保九辰年十月十六日
若若の御方に属せ〳〵
享保十巳年六月朔日 西城二番組
寛政二戌年四月二日 十番組
寛政八辰年十二月十日 西城書番組成

慶安三庚寅年九月二日

（永源寺住職より右後
御中世但中事右通之文但）

御書院南北番右通之文但（二文字高字
若年八谷）久永源寺住職宣之

義尚三乙巳年祐隆様の御母堂より
万治二己亥年日光の
御宮御修繕奉行大石内蔵助殿の
五年遣り早き八黄金四枚等御
寄ふむ〳〵〳〵

万治三庚子年十二月十日 御免状
四年四月廿五日 布三疋八丁宛

延宝元丑年十月朔日諸侯之礼を兼
ねき伺ひ之義
延宝二寅年十二月十日常の如く没る
労功として黄金拾枚白服三領を賜る
延宝三卯年十月十日同じく事みて
黄金拾枚白服三領を賜る
延宝四辰年十月九日御持筒衆
天和二巳年正月十日普請御免之日石
九三斗余高一石一斗八合
自宝四卯年三月九日稚児会之刻寿
元禄四未年八月十日死

慶安三寅年九月二日
寿日丸稚名系定家男
御書院番北条右近丞定直次男
御中奥小姓加藤右近丞定之次男
寿日八十郎家政
幸號月日不知稚入戸田伯耆守
延宝六午年　月　日　致仕
元禄二年十二月七日　死　年六十六歳

慶安三寅年九月三日

松平右京亮殿
酒井雅楽頭殿
御書院番小笠原右近将監殿
松平帝釋殿

寛永元辰年二月三の丑の時殿と遊ばされ
らるゝ奉行と勤る明暦二申年と
改元と勤る

明暦三酉年秋法橋の宿坊より
年號月日和尚入中宮右近将監殿
寛文十戌年六月十四日死去ス

慶安三寅年九月二日　法印[illegible]

御書院番小栗石見守支配

[illegible]

元和元乙卯年六月十九日　[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

慶安二寅年九月三日　勘定奉行長谷川藤兵衛

御書院番北条右近左衛門尉

延宝四丙辰年閏十二月十五日　二死御留守居

天和二壬戌年四月廿三日　番頭加藤三郎右衛門尉

元禄二己巳年十二月廿日　御留守居

元禄十三庚辰年七月十三日　死七十三歳

慶安三寅年九月三日

肥田三木佐志親為尻
浮中惟四中弟右近之丞組

御書院番北条右近之丞組　景右　肥田中之丞忠利

寛永二巳年秋　寛文三卯年秋　両度ニ
宿番ヲ勤ル

延宝二寅年十二月十八日　稲入左兵衛右弟兵組

天和二戌年九月廿日　死

慶長三年九月三日

山城守定義三男
河内守秀政弟右近大夫従

御書院番北条右近大夫従三位 七波因幡守 政信

年號月日不知 稱

南部三郎三年十二月 日 教仕

元禄四年十月八日死

慶安二寅年九月三日

新左衛門殿ヘ忠定二男
御中間組中番右近支組

御書院番北条弟右近支組三番後新左内義勝亡治

義忠三巳年秋寛文三卯年秋延宝元
丑年秋貞享癸の年秋延宝元
年八月十三日死亡二家

慶安三寅年九月三日

松田市郎兵衛殿
御書院番小笠原出雲守組

三番隊 松田源三郎 市蔵長

後嗣三郎右衛門

後市蔵

主君御暇の節申渡す事〻

明暦三丙年 月 日 源三郎三郎右衛門

もとの三番隊へ返し奉る

年號月日不知 和泉入之保右衛門組

寛永二乙年 十月 日死

慶安三寅年九月廿三日

又三郎信長母儀

御書院番小栗十郎左衛門忠政組三番信長 小栗市右衛門信親

後三番手右

寛文六午年四月廿五日家督三番手右

ゝとの三番信長ハ父ゝ老ゝ出ゝ仕ゝ

ゝ十六石馬信盛ハ三番信長ゝ

延宝七未年十月廿三日死亡三歳

慶安三寅年九月三日

御書院番北条右近左衛門組　松浦覚左衛門信方

八百石　信濃国小諸城

御小性組中条右近左衛門組

後三百俵

千三百石

そもそも信方事天正十三乙酉

遠州の新参にて三百俵を賜り

天和二戌年十二月十八日家督の三百石を

もの三百俵八文を老と共に御暇を賜る

御市蔵信方に七百石をとりたてられの

中より勘定吉に四百石をとりたて又千次の

中八百俵信勝に四百石をとりたてめ

貞享元年三月十三日死　年四十六

慶安三寅年九月二日

安房守殿ヘ年寄信濃守
御書院番北条氏直迄ヲ以御
書院番北条氏直迄ヲ以　安房守殿ヘ重船
渡ス信

義忠元辰年十二月十九日家督ヲ継ク
憲孝ヲ信と号ス

寛文二寅年九月十日　御使者

寛文二寅年十二月朔日未の刻
日光の御代と命ぜらるる
四年十二月三日日光の御代乃時
別ス市用ヲ人市ヲ〻〻〻〻〻〻〻〻

同年十二月廿七日布衣を免さる
寛文三年四月廿二日日光御社参の
料白銀五枚を賜ふ　四月十三日御供乃
内仮同年中に移つき仰を蒙る
同月御供に随ひ
同年十月廿日大猷院殿同寺に作らると
命せらる十二月十三日御厩奉行に転す
務る処の後年四月七日役を辞す
辞備す
寛文六年四月十日御使施行
延宝六年四月十三日御番を免
延宝七未年十二月廿八日病死

と兼地をも賜ふ
天和二戌年四月廿三日並沙館惣千七百石
凡千七百石
天和三亥年三月廿九日務めの命を列す
同年十二月廿二日致仕す料三百俵を
賜ひ隠居すといふ
貞享元子年十二月十二日死

慶安三寅年九月二日

四位殿出羽守

御書院番北条右近将監組

大波外記頭重

慶安四卯年十二月番衆三番儀と為り

寛文九酉年閏十月十八日十人もと同番也

上の御番ちうもとくとくく其人を以て為る

延宝三卯年四月六日死去三家

慶安三寅年九月三日

陸奥守 平氏忠男
御書院番伊丹左衛門尉

御書院番北条右近左衛門尉 長俱 黒松又八郎 平氏

両日長谷堂の軍書を奉行寺
忠相の組に列してはもとより
奉書を以て作法を問わるべし
と謹慎
謹慎おろかなりと雖て十月二日
江戸を発し十日の休と仰出されて
十月十日を以て北条右近左衛門の組
へ帰宅す

元禄七甲戌年 稚入足郡丹波守組
元禄五壬申年六月二日死七十六歳

万治元戊寅年六月廿八日 奉仕して 高麗の
地を賜り 在郡となすべき作り
是 義長の延宝の比 [illegible] 絶せ
家の絶まじきを 後世 [illegible]
[illegible]

慶安三寅年九月廿日
寛文五巳年九月廿日 新知三百石下
御書院番九番 右近将監 組 三百石 家上 左馬助義長
出羽国出羽城主家上総帝 家信嫡男
孝合
改 大膳

義長いまだ千寿丸と云て二家の内
大家の庶子なりもて 新知
三百石と 家合元より別て作る
[illegible]

義長元禄五壬申年十二月廿八日 [illegible] 知三百石
[illegible]
義長二乙酉年 秋 [illegible]

文ようゝ元年ゝ年ゝ[illegible]
寛文九百年間十月十八日宿忠二十七歳
同上ゝの[illegible]ゝて[illegible]と[illegible]
延宝六年十六月十九日死亡六歳

慶安三寅年九月三日　久左衛門　吾助
慶安三寅年八月七日印和　山善作
御書院番北条氏重　千石　渡辺三久助
[illegible]
[illegible]

延宝三卯年十二月廿三日　御使書
同年十二月廿三日御表ゝと[illegible]
延宝六年七月廿日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

法橋す
延宝七年一月廿日大坂御用す
仕りと命ぜられ二月廿日出服参殿と
為り十月朝日為て法橋す
延宝八申年三月六日備前巡検使と
命ぜられ四月廿五日東海
道を巡り帰り仰付られ二月廿日出服
参殿致す時服三領を為り八月廿日
帰り法橋す
天和元酉年九月廿三日出役と為られ
家令に列す
元禄十巳年二月廿八日死

慶安三寅年九月廿二日
御書院番北条左近之丞組 立花中山之丞殿
中山主殿解中山安定次男
出羽信松藩内記元組
改 茂睦

寛文元丑年十月廿日廃家三百俵為り
寛文二卯年秋 寛文三卯年秋
延宝元丑年秋 法橋に為て家す
延宝八申年九月八日水野信濃守元知
に一朝日砲石信列松平加賀守元
より告げ来る八松平に為て出でざるべき
段と接ぶ為て為るべき仰と為り

美人を殺と稱し日月を九月傷ふ心事と
申す

延宝八申年二月晦日死四十七歳

慶長三寅年九月二日

光刑高山城主金森出羽守重頼家

御書院番北条右近之丞組　二百俵　金森三八郎明
改常刀

義忠元和年二月十日慶長二百俵を稱
し后諸侯に成て郡山藩主事数多及
天和の頃先一族なりしものなりしが
事ありて八月晦日見元と号して用ゆる
こと有りしかども一族なりしものなり
しかるとも
天和二戌年秋諸侯に郡山藩主

明の子年冬ニ江戸ニ帰る
貞享二丑年春之比 諸職の名を書ノ附
勝罷露顕せしゆへ

貞享二丑年二月十日 死罪

皆発明と評定所よりめされて諸職の名を書よ
急し内証にて清書を拵りまいらへ
不届之の次第且家僕への證中ニてひそかに
殺し埋て後しらぬ事と共ニ[illegible]察く
知しかくしまいらせ[illegible]士ニ有ることのてよりき
罪ニあらはるれ 死罪ニ被仰付[illegible]の
伴とそし 秋山修理亮便へ被下[illegible]世ニ
但 中村 平左衛門 次男兵之助 長男兵之助 父の跡[illegible]

おかさしかへ悪く 死を偏り腹切て自殺
そしよりめ[illegible]れて家絶ぬ

慶安三寅年九月三日

上賀茂宮禁裏御所御番之男

御書院番北条和泉守殿組三番衆宮城豊物和元

義道元禄年十月十八日病死三番衆之病

義道二亥年秋寛文之初年一秋

法橋の勢多病ゆえ

寛文九酉年閏十月十八日十七せう同

常也上々の御ちやうもとゆえ美今様之病

寛文十二子年七月廿三日 御伝代

同年十二月廿三日御加恩三番衆九三番衆

同年同月廿八日布令ありて名主
延宝七年三月廿九日御用金
天和元酉年四月十二日長藤奉行
御加恩高石下野国塩谷郡の内
シ下九百石
同年　月　日御服令御付服二
服織と為る
天和二戌年十月三日御て洋傘
青貝御硯面青貝文箱四書解
義と為る
天和三亥年七月朔日御服令
御付服二服織と為る

貞享元子年十月朔日高麗
洋傘張長代泥障に織と為る
貞享二丑年七月十日御服令
御付服二服織と為る
貞享三寅年十月廿日御服令
出来為る
元禄四未年八月十四日死亡八歳

国立公文書館
National Archives of Japan

白河脈に湯の手あり　寛文元年九月廿三日湯ある
寛文九年九月廿三日相列信濃守
温泉の白脈と為り　十月十七日湯ある
寛文十三年十月朔日　野列信濃守
温泉の白脈と為り　同月廿日湯ある

延宝二寅年　十月廿日　新入板倉市正殿
延宝五丑年　二月廿日　小河内の鷹と為り
なき御仕り
延宝七未年　二月十三日　死去　三歳

慶安三寅年九月廿日

御書院番北条右近左衛門殿　伊奈長右衛門殿
御隠居様御代官伊奈長兵衛殿
兼為元年十月十八日　高木三郎と
為り
兼為二年秋　寛文三卯年秋　弦掛乃
高木ヲ為り
寛文六丙年二月十七日　父子共ニ
寛文十巳年三月十九日　父ニ跡役　伊豆国御代官
寛文十巳年二月十五日　伏蔵　薄法輪

右序働御寺門跡下向の時元
[illegible]の御用[illegible]
天和元酉年三月廿日拝領仕候書院書
荒川出羽守組与伺書

慶安三寅年九月三日
大阪陣之時奉行弱井信濃守承候覚
御書院南北東右近左之通　長長　弱井新兵衛信寿
改　彩色

東面元和年中二月六日廉米三百俵之儀
寛永元年秋　[illegible]
[illegible]

元禄十三辰年十月廿八入水野長門守組
元禄十元年十月十四日死七十一歳

慶安三寅年九月吉日

寛永六巳年　月　日御出仕

御書院番北条石見守組　三番隊

朝倉右衛門佐重三郎

大猶之孫御中間

朝倉教馬重利

政　八男

年號月日不知　稱入北条石見守組

万治二己亥年十四月廿六日死

慶長四卯年六月　日　城織部信常出家

御書院番北条氏直　二百石　城中之奥組　二百石　城中之奥組　朝成

寛永元年十月廿八日御普請奉行

明暦三酉年十月廿四日清水城の石垣を御築ゝ被成候時賜三腰之褒賞

万治元戌年十月十二日御殿守臺を御築ゝ被成候時賜三腰之褒賞

寛文元丑年四月廿八日相模より

年々勤仕の御制の奉行仕候ゝ

其今拾四組織之儀
寛文七丑年十月八日御定乃間
敷きまして慶安の新法制度に命を
らる
寛文十亥年四月廿日稱号命を列す
敷仕
自享保三戌年十二月廿日死八十歳

慶安四卯年六月　日
平井久左衛門基為尉
御書院番水野右衛門元俱
御書院番北条氏直元俱
寛文元丑年　平井常左衛門長重
自享保三戌年　新法撰の常置となる
天下の役人に命ずる
元禄寛年十二月廿九日死七十七歳
享保三戌年七月二日稱入酒井雅楽守組
元禄寛年十二月廿九日死七十七歳

慶安四年辛亥月

御書院前北条右近三郎殿　亀井貞右衛門経能

後之名

寛文六丙午年五月親貞石別当所那

の内ゆくゑ知れずなりの三通依

返し給る

寛文八申年三月八日右衛門殿御

命ゆゑ貞清服美人を殺し傷

三月親貞病ゆゑ注傷す

延宝元癸丑年九月九日死亡中略

国立公文書館
National Archives of Japan

慶長四年六月　日

松平三左衛門忠吉
松平右京亮忠隆
御書院番水野小藤次元俱
御書院番北条右近左衛門組　左之
松平長三郎　改
慶長元年十月
慶長元年十月廿日　朝鮮の三使饗宴を
賜ふ対馬藩の役を作す
慶長二年三月十日　両城を対馬
御使者に入て撰を小入て撰を計り
百人を以て対馬に

寛文三年秋、諸藩の部屋より、
仮同年七月より引つゞき病い篤く
其中とゝ戸より、れハ醫療を加へ、
乃作りて相国寺庵と称す城より、
作りつゝよりの如くに病い
快ちつゝ中とゝ、世事を待つゝ奉る四の
後年四月又病ひ起りつゝ出頭ハ寄る
同年十月廿四日と雖ども四の日年四月廿七日
同年三月十八日御加恩三百俵元高普
御役料三百俵と賜る
同年十二月廿八日布衣を免さる

寛文六丙午年

延宝元癸丑年八月廿三日御暇ハ最期
賜り諸藩に為て部屋
延宝二寅年十月三日御上洛賜り
奥御新館と称る
延宝四丙辰年十月廿三日 新番ハ
延宝五己巳年二月廿三日本新の部屋用
ちりよりに成り赤坂溜池の所ゆ
預の如く所部の地と賜る
延宝六午年十二月廿三日御賜恩高俵元千俵
三人御役料十五俵と成り
延宝七未年七月廿日 孟蒙孟蒙
日光の御名使と人命せらるゝ同月九日

神服十二日立と云ふ八月迄〳〵十日注渡す
延宝八申年二月廿二日　御寿町奉行　御賀
千石左隼国　三万石郡井出村　加賀村川澄村
中高田村　合て六千九百石　上総神戸藩
渡〳〵　長谷橋の宮合ま移りて勢九
同年八月十二日
徳松君の家老を御ゆるし　新恩三万石宛
山城郡　岩村　河内村　松尾村　郡上郡　国
山郡　富田村　大町村　合て六千石　下
屋敷の舊領　左隼の四千石　高家　千石宛
二万石八島四方　加賀藩　御家人
残さるの仰付〳〵

徳

同日神田御殿へ何候ニ
徳松君御ゆるし　子地と成〳〵
同年閏八月廿日　叙爵　侍従　従五位下
同年同月廿日　毒殺の噂　出羽
牧野備後守　成貞　ゆるし　地と左隼
同年十月十八日　神田御殿　鶴
同年十月廿日
徳松君　西城　御成　御膳　毒殺
〳〵　西城　事と　熟　仰
同年同月晦日
将軍家　西城　初て　了　時服
三〳〵　仰

天和元年九月廿日

儒松君の御側乃勤を命ぜられ

天和三癸亥年閏五月廿八日

儒松君かくれさせたまひて六月十四日

ちゝ御物語の御様子稽素の御視

答と為る

天和三癸亥年七月十九日大寄合を命ぜられ

自分三癸亥年御用對馬守西美を以て

去る天和の内仰せと為る

台德公の御世の事と堅着すべき仰せを

被ひ社二月より十月迄切業御感

金弟四卷東武實録と題して

十月二日迄

台德公入給ふ

感ぜらるゝ事不絶同月十四日宮中に

百ヶ条を以て東武實録年月すこやか

全備せしめ御感ぜらるゝの

仰せと為る事賞ぜられて美名数

世に殿と為る

ちゝの寛文の比忠孝を祖父家忠の

軍旅のいとまを集めたまふ

天正元年より文禄三年まで

年齢十八年の事と忠孝情

清康君せきのひ永正八年年より

天和二庚戌年迄百八年の事成

編集して二十五巻と成し　家忠
日記と號すべし　稲田神田の
本典籍しめさせ　中將忠清朝臣と
別て百ヶ條八ヶ條は隨心院
又忠清朝臣　稲葉美濃守正則朝臣
酒井修理大夫忠世朝臣に書
御當家乃文武の事ゝ見まゐらせて
百ヶ條八又別ヶ條は高ヶ條
弘文院春齋法師に幸朝通鑑
撰著と命ぜらるべし
御當家の事に至りて種書なく
彼家忠日記ひらけて見と成て

編集しなることや　忠家の撰集
多くは　御當家の事と除く紀
明らかに承祿元年等乃世に伝へなる事
至りて忠家ゝ別
少しとハ中屋ゝ

寛永二年十月三日　御面宇奉行
同年十月七日　御側御奉公と命ぜらるべし
寛永三年七月十日　追加を加へて
稲垣市郎兵衛ゝ　勤まる地と為
寛永四年九月三日　嫡子右衛門忠成に
為家の二千石御加恩　合九千石
元禄元年二月二日　代官所林信濃守
ゝ勤まる地と成
元禄六年三月朔日　病しゆく御側

御奉公と考さま
同月代官所の郷と称まこ之将監橋
大清重四郎ら勤まる地と為る
元禄十五年十二月晦日教仕
元禄十六年六月朔日辛十九歳

慶安四卯年
御書院番北条弟和助宗俊 三百俵 牧野甚五郎忠清
嫡男図書長勝ら牧野弾正忠成宗
養嫡元禄年二月廿三日進物番
三百俵と為る
享保二乙年秋 諸役の番を仕る
明暦二申年二月晦日 御書院番組入
三百石布衣と為さる
万治元戊年六月九日 兄牧野播磨守
定成の遺跡六百石と為る

三百俵八通〳〵奉る旨之のゝく書先
寛文三年八月廿八日 諸藩の部高より
ゟ之八万眼白銀拾枚と為る 四の藩年
十月九日 御年寄 奥津綱一 と為る
寛文六年二月九日 稀家合 列す
天和二年六月廿日 敬仕
元禄三年四月十九日 廿五 とゝ〳〵く
出用〳〵
元禄六年二月廿日 死 七十四歳

寛文元年十二月廿八日
御書院番北条右近之丞 三百俵 能登守 頼平
（能登守 稀家 頼平 御書院番 北条右近之丞 新十郎 新宗家）

天和二壬戌年
同年四月三日 西丸御留守居
同年四月廿三日 垂御恩 三百俵
元禄元辰年六月九日 御先発
元禄六申年二月廿日 死 七十三歳

国立公文書館
National Archives of Japan

勢ありて黄金を授と云
寛文三卯年二月廿日完乃旅
板の料として白銀拾枚と云
同年四月日完の法代も渡し
同年十月廿日左の如くとして
勢ありて黄金を授と云
寛文三卯年十月十日御恩三貫俵
九百俵
寛文四年十月廿日常の如くと
して勢ありて黄金を授と云
寛文六年十月十日同年事出て

黄金を授と云
寛文七年十月廿日又同年事出て
黄金を授と云
寛文八申年八月廿日山王人改
同年十二月十日布施ありと云
寛文十酉年十月十日未年中月
日光山へ
大猷廟二十一回の御法会御用と命ぜ
四の年三月廿日御帰日廿日迄て
法会
天和二戌年中月廿日御願寺九品寺
同年九月十日法印書院より出られて

御加恩地の注書出〻上野国
邑楽郡假野村・海村・下野国安蘇郡
壬生村・茂呂村かゝる所
同六年二月十日稱寺領合五到来
元禄六年七月十日新任寺領三俵と
賜ふ意出〻云
実永二年八月廿日死八十七歳

明暦三年七月廿日
御書院番北条右近左衛門組三俵 畠山次郎八義玄
後 寺社奉行 三千石
実永七年八月十日老稱賜寺領合二枚入松平信吉組
元禄二年四月十日死七十三歳

万治二年七月十日

右結守昌勝老代
寄合

寛文三年十二月廿六日御暇

御書院番兼深井組千五百俵　儒永頼　母昌宗

延宝八申年十二月十日御小性組ヲ以

同年同月十二日布衣ヲ以ト名ヲ改ル

天和二戌年六月十日蒙御免ヲ以ト名ヲ改ル

元禄四申年六月廿七日御先手ヲ以

元禄十亥年七月十日ヲ以ト名ヲ改ル

俵ヲ以ト名ヲ改ル

宝永三戌年二月十日老職寄合

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

万治二年七月十日　　[illegible]

寛永十八年　月　日編目　　[illegible]

御書院番[illegible]　九百三石　大[illegible]忠[illegible]忠真

延宝七年十四月十九日　御[illegible]

同年十月廿日　布[illegible]

天和二年十月廿日　[illegible]

同[illegible]

自[illegible]二年三月初日　万治第[illegible]の

御用[illegible]

[illegible]

元禄二年　月　日御免被成

元禄七甲戌年八月廿日　法号[illegible]

元禄十三庚辰年四月十日死

万治二己亥年七月十日

寛文元辛丑年二月朔日　[illegible]

御書院番[illegible]守組　書名　遠山久四郎　安義

[illegible]

万治三庚子年秋　寛文二壬寅年秋　法号[illegible]

寛文七丁未年八月十八日　[illegible]

寛文八戊申年四月朔日　[illegible]

先祖の墓　墓石有り

同年九月　法号[illegible]

寛文九酉年閏十月十八日　[illegible]

高〳〵さまざまにして、美人を撰び給ふ
延宝元年九月強盛より帝位す
天和元年十月五日二尼出て強盛の事
ひそかに宴会を敵の設と命ずるを
聞き怒り十加毒速五方白人義成
命ずれども日ごとに父子ともに時服を
賜る
天和三年秋強盛帝位す
四の五年中月病〳〵後ゆきて治ることあり
貞享元年二月中旬強盛の帝位の事
よりて〳〵門人さして百つきより〳〵伺ひ
見八相まゐる全森常力事治設の内

中さまざまにして九月八日
毒事とのたまきて特御所より事と
出るも十月廿八日毒事もなきも
元禄元年十二月中旬碧辰十加毒速
毒沙御出陣賜ふ〳〵いつもの九月や
毒を見給ふ重設に設けるも〳〵のて
遍宴と大事ども四の三年三月中旬
遍宴と〳〵
元禄六年秋強盛より帝位
元禄七甲寅年五月八日十加毒速を殺
たまれ嗣子に大きより〳〵伺ひ
宝永元甲寅年秋強盛より帝位

正德元年四月三日薨

高倉三位年七月廿日死去家

万治二年七月廿日

御書院番五藤出羽守組　三番衆　小幡信貞改名

法十郎

寛文元年十月廿三日廣忠朱三番衆ヶ傷

寛文二年秋延宝元年秋　五和之

年秋　強盜ヶ条ヶ部屋ヶ

貞享二年二月廿三日　夫年

強盜部屋の内の事に依て相番無く

罰つゝ大番ヶ也九月八日免ゝる

ゝ后又強盜ヶ条て部屋ヶ事

端蓮院寺改一三男

采列ヶ家顧主ヶ家之時四ヶ月

宝永元甲申年六月廿三日死

万治二己亥年七月廿三日

御書院番 松平清左衛門忠治 歳廿八

御腰物奉行 松平左兵衛尉 忠房

御書院番 三宅藤兵衛 松平又右衛門 景治

法名 若清

法名 清

寛文元辛丑年十二月十三日 忠房 三宅藤兵衛 景治

寛文三癸卯年秋 延宝元癸丑年秋 両度

御番勤仕

天和二壬戌年秋 両度の御番勤仕

元禄十年十月十二日 御書院番中乃

事と申候 仕合 全家筋力の事申く

宝永元甲申年二月廿三日相書差し出候と

命ぜられ九月分給ぜられ
元禄六酉年七月十日家督八百石宛の
三百俵八父之光と書の料に給り中松平
主馬頭殿に三百俵とそうり
同年秋弦楽の儀仰付られ
元禄十寅年七月朔日廩米三百俵
ひらひらと事況に命じ給り常陸国
新治郡高浜村四ヶ村同国筑波郡
三橋村ひらひら三百石と改下
宝永十巳年十月九日死

万治二亥年七月十日
御書院番組頭
大御番頭中坂主馬に改軍役
出羽守組三百石
楫取大番頭
後主馬に改
宝永二酉年十月晦日死亡家
万治二亥年　月　日
御書院三百石

万治二年七月十日

御書院番組出羽守組　三番隊　天野伯耆守重政

道奉行天野伯耆守重時孫

淺野伯耆守

寛文元丑年十月十二日高百三十石

寛文三卯年秋、路次の高札を立る事

寛文九酉年閏十月朔日高五十石の間

上の御加恩として黄金拾枚を賜る

延宝元丑年秋、天和三亥年秋、路次の

御加恩賜る事

貞享二丑年二月十六日より元禄序

[illegible]寺中の事申て[illegible]
[illegible]
元禄十丑年十月廿日死亡家

万治二亥年七月十日

御書院番[illegible]出羽守組　御書院番山岡[illegible]組[illegible]
三百俵　中野清茂[illegible]尹政
浅千石　浅[illegible]

寛文元丑年十二月十日[illegible]三百俵[illegible]
寛文七未年八月十八日[illegible]
[illegible]
天和二亥年秋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月十日法橋の職を離れ、剃髪し、号を
閑つ斎と称す。九月八日免さる。
其后年月さらに詳、家督千石
そのまゝ倅八郎に奉る。
元和元年九月廿八日死

百石二人扶持
御書院番組頭
大坂陣八番

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

明治二十三年七月廿二日

御書院番兼陸軍出張守備

水野貞家

寛文三卯年七月十九日　市之亟秀景老所

享年二七年七月五日遷宮　山雲院

御書院番酒井内記紀通　千五百石　拾　御番秀治

延宝二寅年十月十七日死　三十三歳

寛文三卯年十一月十九日　因幡守永親卿

寛永五辰年　月　日　薄月

御書院番酒井内記組　千俵　伊丹八兵衛永教　改名

寛文四辰年二月十三日死　中出羽

寛文三卯年十月九日

御書院番酒井内記組　三番組　長谷川長三郎重賢

延宝二寅年　月　日　暇　番頭ニ成

元禄二巳年十月廿三日　桐山市蔵

同年九月十六日　出奔致候

元禄六酉年三月十八日　御書院番戸田

對馬守組

寛文三卯年十月九日

元之寺書院ハ広島ノ義持寄ル

御書院書院并内証　高三十一石八斗　逸見四郎兵衛義寛

後　広島

同年十月十日付書四月廿三日文ニて

ミ遠藤と儀ハ高三十一石八斗と儀

ハ猶ハ若狭ニ一義ハ二百俵と申

寛文七年八月八日ニ申渡

元禄九子年四月廿三日御代ハ

同年十二月廿三日石高ハ之と申ス

元禄十丑年十月十日御用手

元禄十[illegible]年二月十[illegible]日 [illegible]
宝永三丙戌年四月十一日 [illegible]
四德四乙卯年七月廿日 [illegible]
日年八月十二日死 [illegible]九歳

寛文三卯年十月廿九日

元亨[illegible]

御書院番酒井内蔵丞

[illegible]

寛文[illegible]年十月廿日 [illegible]
延宝元丑年秋 [illegible]
[illegible]

日年十月廿日 [illegible]
[illegible]日 [illegible]
天和[illegible]年秋 [illegible]
貞享[illegible]年二月十日 [illegible]

後陸奥守のうち全森常力の事を
言葉はゆきさるべし　事成終りをひて
おもむき〳〵同つと命ぜられ九月八日
死去せり
元禄六癸酉年秋　元禄十六年〳〵秋
法橋の位に成る〳〵
正徳二壬辰年二月九日死

寛文二卯年十月九日
御書院番酒井内記組　三百俵　松浦十左衛門忠恒
後八郎左衛門
寛文元年十二月廿日廩米三百俵を賜り
延宝元丑年秋　法橋の位に成る〳〵
延宝三卯年　月　日　蹲踞の御作法を
三百俵八逸〳〵奉る
延宝八申年八月八日死

寛元元年十二月二日

寛文六年六月十日和

従三位高通三男

弟合

御書院番酒井伊豫守組　番頭　左門高成

延享八申年九月九日死　三十七歳

延享元丑年秋　強盗の為に殺害

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄六癸酉年秋日土佐守秋豫乃
郡書日記

辛號月日和稱入大久保法師殿迫
西德之乙亥年三月十九日 既出書院書
物奉紀伊守迫ロ申渡

寛文七丁未年十月廿五日

御書院書酒井伊勝殿迫 三宮様 松倉豬右衛門殿

中人 於川村吾兵衛 重西法男

豬右衛門殿松倉と名乗ハいうなり殺
かや与ゝ次

寛文九己酉年十二月廿五日 豬右衛門殿三宮様ゟ賜
延宝元癸丑年秋 豬右衛門の家中ゟ書
自宝永三丙戌年秋 豬右衛門の郡書ゟ可来
紀伊守ゟ渡

元禄元戊辰年 正月廿五日死

寛文七丑年十月廿日

御書院番頭井伊掃部頭殿 三百俵 成瀬隼人正殿 新藤

侯 左兵衛

頼藤丑年に生まれ佐藤と氏を寄

寛文九酉年十月廿日 廩米三百俵を賜

延宝元丑年秋 天和三癸亥年秋 踏絵乃

勤を蒙る

貞享二丑年二月十四日 去る 戌の年

踏絵の宿直の内の事 高田小中さまを

もって相尋ねく用門とすべく

仁治元年九月八日出家
元禄六年秋、孫敬の帝王となる
元禄十三年庚辰年六月廿三日死

寛文七丁未年十月廿日
御書院番酒井伊豫守組三番隊 久世長次郎 改 弾正
寛文九己酉年十月廿日 廣家三番隊 延宝元癸丑年秋、孫敬の跡を継ぐ
延宝六戊午年四月廿日 稱 久世大和守 廣之 高五
京保十三申年七月廿日 死七十九歳
廣通 勢と稱して高五
事ありて家絶

寛文七丑年十二月廿五日

山田十郎左衛門殿
奥谷山田十郎左衛門殿

御書院番酒井伊豫守組　三番隊　山田三郎右衛門利安

寛文九酉年十二月廿五日廣澤三番隊ヲ解ル

延宝元丑年秋　天和三癸亥年秋

元禄六酉年秋　元禄十亥年秋

隊の部屋ハ無之

宝永元申年八月廿日中奥御小姓奉仕

正徳三巳年九月廿八日　組元御書院番

稲葉紀伊守組ロ番

寛文七未年十月廿七日　朝倉筑前守殿
寛文三卯年　月　日　御書院番酒井作兵衛殿　千石　朝倉筑前守景行

延宝元丑年秋、諸役の部高出る、
天和元酉年十二月廿六日大猷院殿御年忌
令出る、也、以の巳年二月廿一日御服免令
被出、九月廿八日御法事
天和三亥年秋、諸役の部出る、
貞享二丑年二月十日出、元年
諸役の部高中、令無学力の事、

元禄元辰年八月廿三日　中人臣

同年十二月廿五日　布施左兵衛殿

元禄十亥年四月晦日　御留守居衆

宝永二酉年四月廿二日　死亡衆

寛文十二子年六月廿六日

寛文十二子年六月廿日　御書院番　内田対馬守殿　嘉三郎　嘉三郎儀　御童改

延宝元丑年秋　孫蔵の家出　[illegible]

延宝五巳年十月廿九日　[illegible]

延宝八申年六月十日　[illegible]

将軍家薨御　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

延宝八申年

為

八月晦日中奥守書

同年九月廿日御側御中奥

天和元酉年四月十九日 叙爵 作左衛門

若狭守と改

同年十月廿日賀恩二万石九二百五十七石

天和二戌年九月二日御側近く召出され

作左衛門と称し数野伯耆守配下の別手命下

されき御勝手御使番兼光代官と成る

同年十月二日大番御使番の部と成る

天和三亥年四月十日御賀恩六万五百石余

九一百石

同年十月朔日八町堀稲葉小賀守屋敷

上屋敷と別屋敷の地を賜る

貞享二丑年七月廿二日 松平伊豆守

忠周と同じく郭門警固を命ぜられる

同年十二月廿九日御使番

として時服四を賜る

貞享三寅年四月十日御加恩一万石

九二百石

同年七月十日西丸下水野右馬之助

邸を賜る

元禄元辰年十二月廿二日御小姓

なりとして時服四を賜る

元禄二巳年閏二月三日従事兵多見
義之信立堂治相長経度訴之事に依て
古法仰合さる事有へ新罪なきものを
手事なく先堂政ひしらるゝ議也
事なりとゝ偽りとゆゑ事
悪く義定なるべし
同年三月二日大久保加賀守忠朝新田乃
郎口右衛門を以て近年浅野内匠頭公の
よりの改易布之の趣しなり依て領和二万石を
奪はれ(なり)松平弾正少弼殿へ預けられ乃
作と義の勢列者名を弾き部屋に
居る事ゆゑとゆゑて

元禄六癸酉年七月廿三日於部屋不勢列
者名死之年六歳依て家絶なり

寛文十二壬子年六月廿六日

従二位中納言兼右近衛大将源朝臣

中書院前対馬守殿　三宮様　朝倉宮内卿殿　宣勝

改元

天和元辛酉年秋　天和元年秋　諸国の

飢饉なり

貞享元甲子年二月十四日　去る　元禄の年

諸国諸藩中の事に聞及ぶ　大略

悪く　関門　大名　九月八日　元禄元年

元禄六癸酉年秋　諸国の諸藩の事

元禄九丙子年三月　稀入北条安房守殿

寛文十二子年六月廿日

寛文十三丑年十月八日ヨリ和　信濃守波合守関不頂伊勢守忠政男

御書院番　内藤右馬之助　三百俵　知久右馬之助忠次　改　七百俵

元禄元辰年十月廿日　桐山内匠

同年十二月六日　内匠

元禄二巳年九月十日　書院番　長谷長兵衛

元禄三午年六月廿日　書番小番　伊勢守

宝永四亥年九月廿日死

国立公文書館
National Archives of Japan

延宝元丑年二月廿七日　松平左郎兵衛尉廣勝男

御書院番　協田對馬守組　再勤　岩佐隼人正長門守組　立番　松平左兵衛尉　寺廣

延宝三卯年十二月廿三日　辞入　大久保山城守組

天和二戌年八月廿日　御書院番　長荒川

出羽守組　石元組　九八郎　寺安

延宝四丙辰年四月廿三日

延宝二甲寅年三月廿五日病死

御書院番頭 対馬守組 千五百石 西尾義長 政敬

後義政氏改名
家督
始宗長

元禄十丁巳年三月廿六日 御徒頭

同年八月二日事ありて小笠原
左近将監と奏者番松平
弾正大弼組へ入

享保二己酉年十月廿三日死亡家督

延宝四丙辰年四月廿六日

松田右馬之允勝盛長尺
小弟左馬之允藤山城守組

寛文六丙午年十二月廿日濟

御書院番頭

千石

千石

松田市郎三郎勝廣

段 右馬之允

延宝四丙辰年九月廿日強盜の罪に問人の仲小弟右馬之允脇自殺仕候段に付吟味の上千年十月朔日申渡し注進仕

天和二壬戌年九月廿日強盜の罪に問人の弟右馬之允脇自殺仕候段に付吟味の上千年十月二日申渡し注進

貞享二丙寅年二月廿六日

元禄三年庚午

慈眼院殿の四の事高恵院さまし
事清白なるもちろんおもき恵く同さまして
居へき御とと夢〳〵九月八日名さんれ日月
九日高恵さまき御育てちゐと 御前に
出る事とゆゝとさまに十月十八日亮さる
辛八月廿日 御使書
同年十二月廿日布施ゑとゑさまし
元禄四年辛二月十七日 日光御同参
御〳〵と命ゝ〳〵さまに十九日立〳〵さまに二月高日
御参る
元禄四年辛十二月十九日 大猷院殿
御〳〵と命ゝ〳〵さまに 明の四年辛二月

廿日御服黄金拾枚と賜〳〵九月十八日御
八日法華経
元禄七年甲二月十七日 日光御同参
御〳〵と命ゝ〳〵さまに三月廿日御参る
元禄八年乙二月八日 東叡山の鄙
新宮ちゐ〳〵る
元禄九年丙三月十七日 日光御同参
御〳〵と命ゝ〳〵さまに四月廿日御参る
元禄十丑年十月十七日 日光御同参
御〳〵と命ゝ〳〵さまに十月高日御参〳〵
元禄十寅年十月十日 大猷院殿月参
御〳〵と命ゝ〳〵さまに 明の四年二月十日

所服黄金拾枚と為す　九月十七日為す
十八日御得手
同年閏九月十日黄門下の諸士に令して
行う　時白銀百九十枚と為す
元禄十七年　六月十三日　伊豆国住義藏
引渡所用　七月　和田所服
黄金拾枚と為す　八月十二日為す　大谷御得手
元禄十六年　六月　日　那の寺
二十四所の吸地　十五俵の地と為す
四月九日　安房国住藏地の郡八幡
同年十二月　二日　大坂所用　代　を
令す　元の年　四月　日　所服

黄金拾枚と為す　九月七日為す　十五日御得手
同年十二月十三日　武蔵国地　寺
重長　時　日光寺
神廟
大猷廟を建てらるべき御事　共
年の別　に　柳営　寺　宿院
寺　長　日　嘆　寺　日　寺の
号　む　氏　行　時　院　と為す
宝永二年　二月十日　御同寺
宝永　年　二月十日　御先　氏
同年十二月　日　大猷廟　黄金

作と云ふ

宝永六丙子年七月廿五日加役の事

労りとして明石侯に及と仰る

同年十月廿日常に加役の事に心を

尽すとして黄金拾枚頂戴と仰る

宝永六丑年二月廿日捕物の役と

為る事と云々

同年十二月廿日

常憲廟の御喪と称して吐血と仰る

享保二丙子年四月中旬

有章廟の御喪と称して吐血と仰る

享保四己卯年九月朔日御相伴同じ

享保八癸未年二月廿八日御産の間に付て

御陪膳御用と命ぜられ且捕物の

役と為て四の事と御尋ありて

又当所の大役の事とも仰あり

大役の者と深く心を捕へ沈吟して

中へき作と云ふ御特別の御事と為て事

去る元禄十二卯年十六歳

命じられ二十五年の間勤

仕と為て事を役と為る小姓

御持弾乃

親族と云ふ

そ后大役と捕へて御

乃き八月廿八日御産の日

かくの作と為る

同年十二月廿二日二番所の邪魔

かくて四月廿日全二番と仰る

元服会と尾ふすべきため〳〵

享保十年三月廿日大会所御の時
威張狂の御用と仰せられ勝房を御
中一蔵おく立て〳〵年比武辺の
為〳〵なるべき〳〵あり次まさまさ多
雪徒かして目録〳〵遣おりて
鹿と寒毛は相違しなく〳〵証中

將軍家遠る　台徳院殿御將軍
御遠慮は江戸〳〵の御働き感〳〵
の事弟鶴寒毛の鹿と為
故鹿を乞れて遣乃
鶴にすい〳〵と伺と夢〳〵若年の時將軍家の

御前おく〳〵武の辺と記〳〵かく〳〵とき伺と
夢〳〵まと名誉の陰と〳〵ハセ〳〵し勝房
つき付よう〳〵乃そと張陳のいとす寒〳〵
○又文事ふもとりさろう年比笑徳うりめ
雪〳〵　技業見聞記と通鑑〳〵て学冊〳〵
なく〳〵　將軍家に献る

享保十二年丁未年八月廿八日甚申年夏
日光の御代と命ぜ〳〵る明の中年
四月廿日諸藩白張結と為〳〵月
御代を随て

享保十四年己酉年五月廿日御遷奉行
勝房去〳〵延宝四年より仕へ
奉〳〵〳〵年六十二年
徳百廟
常憲廟
文昭廟

有幸廟
有德廟乃御代と俗〻ものしたりけり
まちなり〻

元文二乙巳年十二月三日死 八十二歳

延宝四辰年四月十二日

延宝二甲寅年十月晴賢

御書院番頭内藤馬之祖 十五歳 久松惣左衛門定元 改 長左衛門

久松左衛門定延長尉 山城守信板倉市正之祖

天和二壬戌年秋強盜の部屋に入り
向島に二五年二月十日出〻強盜
部屋の内今無事刀を抜て切掛
悪く内門に大番士〻も斉八月免さる
元禄六癸酉年秋強盜の部屋に入り
元禄十亥年十月廿日扈従家宣儀に
〻と勇猛よ所偏〻常陸国土浦城

享保七壬寅年十二月十二日
元禄十六未年秋 西德寺殿 法隆院乃
常世小弟〳〵
享保二壬寅年二月廿日 勾殺芳橋
の邦 歿るめり〳〵
同年十二月十二日 稱入院 法隆寺殿 法名 乾
享保八卯年七月廿三日 教仕
同年 月廿日 世を捨て 雲樵と云
元文元丙辰年八月廿三日 死 年九拾

延宝元癸丑年六月十日
延宝二寅年 月 日 誕生
御書院番 高木川出羽守組 三百石 坂巻長右衛門 政 御書院番
坂巻長右衛門 杉隆 法名 法隆
杉隆 ゝ如民八三枚 ゝ被 ゝ法隆と民ます
天和三亥年 秋 法隆院の常世〳〵
貞享二丑年二月十日 ゝ法隆院常世乃
うち 今 森 弟乃 事に 俗て 和書 〳〵
同門 ゝ 常世〳〵 九月八日 死 〳〵
元禄六酉年 秋 法隆院の 法名 〳〵
以前 久徳の 法名 と 造〳〵 奉 〳〵

つとめ免

寛永六乙丑年六月廿日死

延宝六午年三月廿九日

御書院番荒川出羽守組 三百石 亀井定右衛門

延宝六年三月廿九日　左馬頭信興卿
寛文十二年十二月　日源朝臣　家令

御書院番荒川出羽守　二千石　柳原中務大輔藏房
改　左馬頭

天和三年秋諸城の警衛を命ぜらる
貞享二年二月十日召して諸城警衛
のことを令せられ力を尽すべき旨
を仰せ下さる
同年九月八日免さる
同年三月廿七日死

延宝六年三月廿九日

延宝元年十月廿日

御書院番荒川出羽守組　若名　水上三郎兵衛義

四番俵　改　水上三郎兵衛

水上三郎兵衛西脇兵庫

家合

天和二年三月廿日　松浦越後の守申出り候

貞享二年二月十日　去〳〵　松浦

越後の守内々願申出り候事ハ

御ゆるし無〳〵　用つゝ　大目付　九月八日

元禄六年十二月九日　稲入　長崎奉行　高橋

元禄十年十月廿日　番衆　二番俵

延宝六年三月廿九日

御書院番 荒川出羽守組 三番 東源御部義孝

義孝八歳ヨリ家光公ニ出仕ス

延宝八申年三月廿三日 右番ニ三番仰付

天和三亥年秋 諸御番ヲ

貞享二丑年二月十四日ニ 諸御番ヲ

中の事ヲ仰付 御番一統ニ門ヲ閉ル

九月八日免ス

[illegible]

の内ヲ〻 三百石ヲ下

元禄十亥年十二月十七日死 四十九歳

延宝六年丙寅三月廿九日

御書院番 荒川出羽守組 三百俵 金田兵左衛門 跡 新番

館林御隠代 吉宗様 二男

延宝八申年三月廿二日 廉米三百俵ヶ為
天和三亥年秋 殉死ヶ条ヶ 跡式
貞享二丑年二月十日 相続 金森様 第刀
殉死ヶ跡式 内 講書の事ヶ
因ヶ 兵衛ヶ 諸中ヶ あろし 其
事ヶ とかく 中さるる ヶ 仕ヶて
第刀に 死ヶ 遂ヶ 八月十四日 跡式

元禄甲申年

たて候て後成事と表出にゆさ
ゝと外ゝ〜相書遣〜門
戸さして居へきよし仰付て
七月右就居て九月八相免さる
七月廿六日桐ゝ南市書
同年同月晦日市小納言
同年十月廿四日安口内ゝ居郷と為
元禄七戌年四月十日御供
同年十二月十八日布衣之免さる
同年同月十三日御恩二百俵九百俵
元禄十巳年十二月廿六日知行之内七百石之
五百俵八父ゝ老と書ゝ料ゝ給る

宝永元年十二月廿四日御元服
宝永六丑年成長
御使者の形御座刀と勅ゝ仰付
同七月十二日
御書ゝ出さる
御座刀の役ゝ候ゝて平御紋
百ゝ出て可被申旨と為
正徳二辰年十二月廿三日
將軍家ゝ初ゝ家ゝ末ゝ御紋ゝ
上使御座敷南縁ゝ被ゝ
可被ゝと為
正徳三巳年四月朔日又寝殿

百まて年比への左あちうく出下しと
御前にて御目見へ御言葉も下され
能き祝あもて御盃下されて時服二つ拝
領する
正月かくの如きの寵恩ハありし先
将軍家生きさせ玉ふ節御座刀を
献じしに依てるかとさうに聞へし
めさしけるかなかりし
享保三戌年五月廿二日　死　百十三歳

延宝六午年三月廿九日
御書院番荒川出羽守組　三百俵　榊原十郎兵衛忠知
御先鉄砲榊原八之丞政盛支配
後ニ五百石　後　八之丞　安藝守
延宝八申年三月廿六日廣敷番三百俵七捧
天和三亥年秋讃岐の宗悪くて病
貞享二丑年三月廿五日去し其の年
讃岐守殿の内生兵衛等力ヶ事に依て
おもむき悪く巳つとめ九月八日
免さる
元禄四未年十二月四日家督ニ而三百石是

この言葉八文字老と書り料り法る
元禄六百年秋諸職の富士を為り
乞絵御山と称せり〻ん宝量院と称し
法ハ奉行と誓り毛伝の御祈願を行
為りける

元禄十年二月廿日毋祖和尚る氏言
飛行して濃州岩村城と行き也ハ
祈願の法験御用と命ぜらるる七月初日
御服美全故御服二組織と為り十五日立
立八月十三日御帰寺

元禄十年迄富士ゟ為りて
元禄十年十月廿日御使番

元禄十年十月廿日御使番と為ること
元禄十六年三月廿日御同寺
宝永二百年閏四月甲州山梨郡の
系図市用成りて言石と称り
ても御上信国市郡を陀郡
山梨郡武州郡の内ハて分ル
宝永三百年十月廿日御帰寺書ル
同年十二月十四日叙爵ス伝出来ること改
宝永六百年二月廿日一統為られて
御名を到す
享保二百年二月二日御元服
享保三百年十月朔日御持ち所

享保八癸卯年三月十日夜巳の刻より
二条城の御殿火かかる

享保十乙巳年七月十日新内裏
享保十三戊申年九月十日内裏造営
棟梁作事の朝に引渡済用と命
ぜられ十月朔日参内時服
拝領と仰せ渡され十月十四日
享保十四己酉年九月十日薨

延宝六戊午年三月廿九日
御書院番義川忠兵衛
坊城俊中山動解由左少将二男
三位侍従中山動大納言安
延宝八庚申年三月廿三日廟家三位侍従と仰せ
天和二壬戌年秋強盗の部屋に入り
家来をなぐり切の手負
貞享三丙寅年二月廿四日強盗家来の内
お長金森甚助家来の内藤書役者を
殺害事と言ひ立てよりさらに
なしてお長意趣門を出して居へき

元禄二乙巳年六月廿七日死

延宝六午年三月廿九日

御書院番荒川出羽守組 三百俵 藤堂新助良重

延宝八申年三月廿二日廃家三百俵を賜る
貞享二丑年二月十四日 玄蕃 年 駿府乃
宿直の間事をつとめ[illegible]
事[illegible]同月九月八日免さる

年月日不知 [illegible] 辞

[illegible]

延宝六年三月廿九日

御書院番荒川出羽守組三番騎　田村中務大輔殿　駿豊

二丸御留守居加藤左兵衛　駿河国

浅野加賀守

延宝八申年三月廿六日廉米三番騎ヶ条

左禄十三俵年　月　日時月六番毛迄の

三番騎迄一年ゟ　　ゟ

同年二丑年二月廿日強盗殺害者の

内の者とゆきくれ一年ゟ信ておき

来く同月九月八日ゟ

元禄十五壬年九月廿一日左陸国下総

元禄三庚午年七月十三日死

実永二年三月二日死

延宝六年三月九日

御書院番荒川出羽守殿　三番組　海野藤八郎殿

延宝八申年三月廿日　廊番三番組ニ備ル
天和三亥年　秋谷藤次の家ニ来ル
貞享元子年十月十九日　お書合森
常右衛門殿組　御書院番の内　傳書役兼帯の
うち　新番ニ命ぜらるる　四月の丑年二月
十日　傳書の事　三番ニ加ヘさるべきと
お申渡　同門と命ぜらるる　九月八日

仰せらる
貞享二丑年十二月十五日臨時二万五百石
是ヨリの三百俵ハ返シ奉る
元禄六酉年秋器械の宿老ニ任られ
評定御役料を勤め宝蔵院乃
流学之社を御ゆるしなされ奉行を命せら
れ[illegible]勤免[illegible]の
元禄七戌年五月廿日器械[illegible]より
百石を以て本多内匠頭殿一様之頭ニ備ら
候て伊豫国小松ニて来し[illegible]甚
[illegible]とみて[illegible]へき作[illegible]
御脈[illegible]を得し七月の御[illegible]て

元禄十二卯年七月九日弟子入[illegible]丹後守組
寛永二酉年五月三日[illegible]別
の[illegible]用[illegible]より[illegible]
として[illegible]国[illegible]郎[illegible]田[illegible]
[illegible]村[illegible]
享保四亥年八月廿日致仕
享保六丑年五月廿四日石川近江守
總而相応之御用有之候ニ付て
百石を良顕、神道儒道年[illegible]を
[illegible]聴し[illegible]
[illegible]御[illegible]

京都保元年四月十六日古き書籍
ばかりなきよし仰せ下されて三月十五日伊勢
国司元親国史氏部省帳風
土記武蔵志風土記薩河風土記
合六巻一部と申ばかりなる
其後紛失とて海内なし云
京都保元年四月廿九日死去年三十六

延宝二甲寅年三月十九日

御書院番荒川出羽守組　三番隊　松平主膳昌大
御中奥御小姓　松平主膳昌大　御書院番荒川出羽守組　三番隊
浅野内匠頭
浅野内匠頭

延宝八申年三月廿六日鹿島三番隊と為
天和三亥年秋強盗の部屋に為
常陸の国水戸森常力と申かく
切の手伝て后
貞享二丑年二月十四日水戸表へ門
さして左くき作と為
元禄元辰年秋強盗の部屋に為

元禄九丙子年三月八日御月番石見守殿
三面儀ハ之〳〵奉る
辛巳月日和藤入松和任豆守殿
享保三戊申年十月十九日致仕
享保六辛丑年十月廿九日死亡家

延享六子年三月廿九日

御書院番荒川出羽守殿　三面儀　山高弾正忠信凖

御徒頭山高宮右馬信祝嫡男

延享八申年三月廿三日廣茶三面儀之儀〳〵
天和二戌年秋諸城の修繕小番〳〵に
付年の内裏の相中数金森常力の事
言上の儀〳〵付言葉に中さるを〳〵
御書院番荒川出羽守殿三面儀
国言二亥年二月年中月和書惣〳〵門戸
さ〳〵て居へき伺之儀〳〵九月八日死さる

元禄五申年六月廿日死　三十六歳

信次嗣子ニ成り名八家督ス

天和元酉年二月廿六日

寛文八戌年十二月十日父跡家督仕料嗣　大橋宗左衛門親居嗣絶家相続

寛文七未年七月十五日祖父跡嗣　次郎三郎親古無尺

御書院番荒川出羽守組　二百石　大橋宗左衛門親祥

改　宗左衛門　平三郎

天和二戌年秋諸稼の高忠小手ニ付き

高ひかゝり申候ニ付き

辞入ル　松平三郎組

元禄三午年三月八日死

寛永三寅年三月八日死

国立公文書館
National Archives of Japan

四年二月二日中略

[illegible]の四郎年[illegible]の高野[illegible]流
八条家駿河の業と中山[illegible]
[illegible]より[illegible]
より[illegible]相伝せしむ

[illegible]の四郎年[illegible]月中旬山[illegible]より[illegible]
[illegible]入

元禄七甲年三月九日中[illegible]書

元禄十[illegible]年七月[illegible]別新[illegible]郡
[illegible]沼村上[illegible]郡[illegible]村[illegible]
[illegible]

[illegible]

山[illegible]村[illegible]

元禄[illegible]年九月[illegible]入[illegible]
[illegible]年[illegible]月[illegible]乃出仕
[illegible]
[illegible]年毎[illegible]
享保二[illegible]年[illegible]月[illegible]二日乃出仕
[illegible]
[illegible]

享保四[illegible]年[illegible]月二日[illegible]
享保十三申年十[illegible]月十二日年一六八歳

天和元年三月廿日

伊達左近衛少将殿
内裏　伊達中務大輔殿

御書院前荒川出羽守殿　三宮儀　伊達左近衛少将殿

天和元年秋諸侯の帰国に付て諸の
部屋中へ家老方の事に付て日比乃
沙汰よりの事なれとも

貞享元年二月十日内裏左京亮殿へ永帰領
口目存寄有る旨きゝ日比沙汰なり
らぬ故聽たきゝ内裏左京亮殿へ永く
申入る旨秋山修理亮殿へ伝へ

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永四丁亥年

元禄十二卯年秋、強盗の所業多く
人々せつに困ひ申て、十月廿日ごろ
廿二日富永の所小屋せつに被為入
多く〳〵衰ひて所中悪く相
倒し家屋敷焼申候〳〵て
所中と出てくれ、富永の惣中惣外
大騒敷て侍の男会よりくきくよ
稲根の山中悪く敵も道絶くれ、
ひくまの口屋より惣三月より
強盗多て難儀仕

宝永四丁亥年二月十日稲入之殺稲体守但
宝保四丁亥年八月廿日乃殺人殺害之事

宝保四丁亥年四月廿日死年三十六

天和三癸亥年閏六月廿五日

右寺社教勝院
中臣信

天和二庚戌年十月廿六日ヨリ和

御書院番荒川出羽守組　千石　大久保彦左衛門教方

後左京

同年九月弾正様ヨリ御書院番ヘ明の
五年秋ヨリ御ゆるし

貞享三丙寅年二月十四日弾正様御書院の
間の事ニ付中さるゝ也〳〵と仰あ
かたく〳〵お書物ヘ決閉つ九月八日
ゆるさる

元禄四未年十二月廿日　御書院番組ヘ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

天和三癸亥年閏六月五日　内匠定器當番

寛文六丙午年七月十日踊月　山崎信濃

御書院書院河出羽守殿　壹張一色内匠定器

元禄三庚午年十月廿七日　釋入之保三癸酉年

元禄十癸酉年七月今之屋敷

定邸よりかへりて常陸の壹郡の

内をとり〳〵にて

宝永六己丑年十月廿三日　新仕之法度

なりて休也と云

享保二丙辰年六月廿五日　死亡中山

天和三癸亥年閏六月廿一日

但十帝之藩臣
中書信松平伯耆守組

寛文十庚戌年　月　日家督

御書院番荒川出羽守組番士　石川九郎兵衛改秀

天和三癸亥年十七月二日　藩入内義ニ付相勤ル組

元禄二己巳年二月廿三日　但石川清兵衛守組の内
浴湯ヲ以て狂疾おこるとゝ　松平安房守
行合白刃抜振ゝ　安房守ハ無之
安房守ハ疵ヲ被ひ　抜刀のさやを
以て家僕うし　ハ安房と
ハ公の浴湯ヲ以て　浮足ニ

百さまれ汗孔明の事ハ〳〵政秀の実父
摂津守与右衛門政親ハ〳〵ハ一類ハ
汗孔明の事ハ〳〵て政秀狂乱ハ
きなきこと汗孔明ハ〳〵同ハ
政秀う養父伊予守之森と云さまて
政秀先心ハ〳〵不分〳〵自害覚悟
ハ先ハ狂乱ハ〳〵ハ
不審お遂ハ〳〵ハ〳〵
永〳〵西ハ三瓶合ハ〳〵
作事伊右衛門ハ〳〵て事ハ〳〵

天和三癸亥年閏五月廿日
延宝八庚申年十二月廿日和三歳
御書院番荒川出羽守組 三歳 摂津守初右衛門政敦
元禄十六癸未年八月廿日 稼入井戸対馬守組
享保四己亥年八月廿日
元文元丙辰年十二月廿日

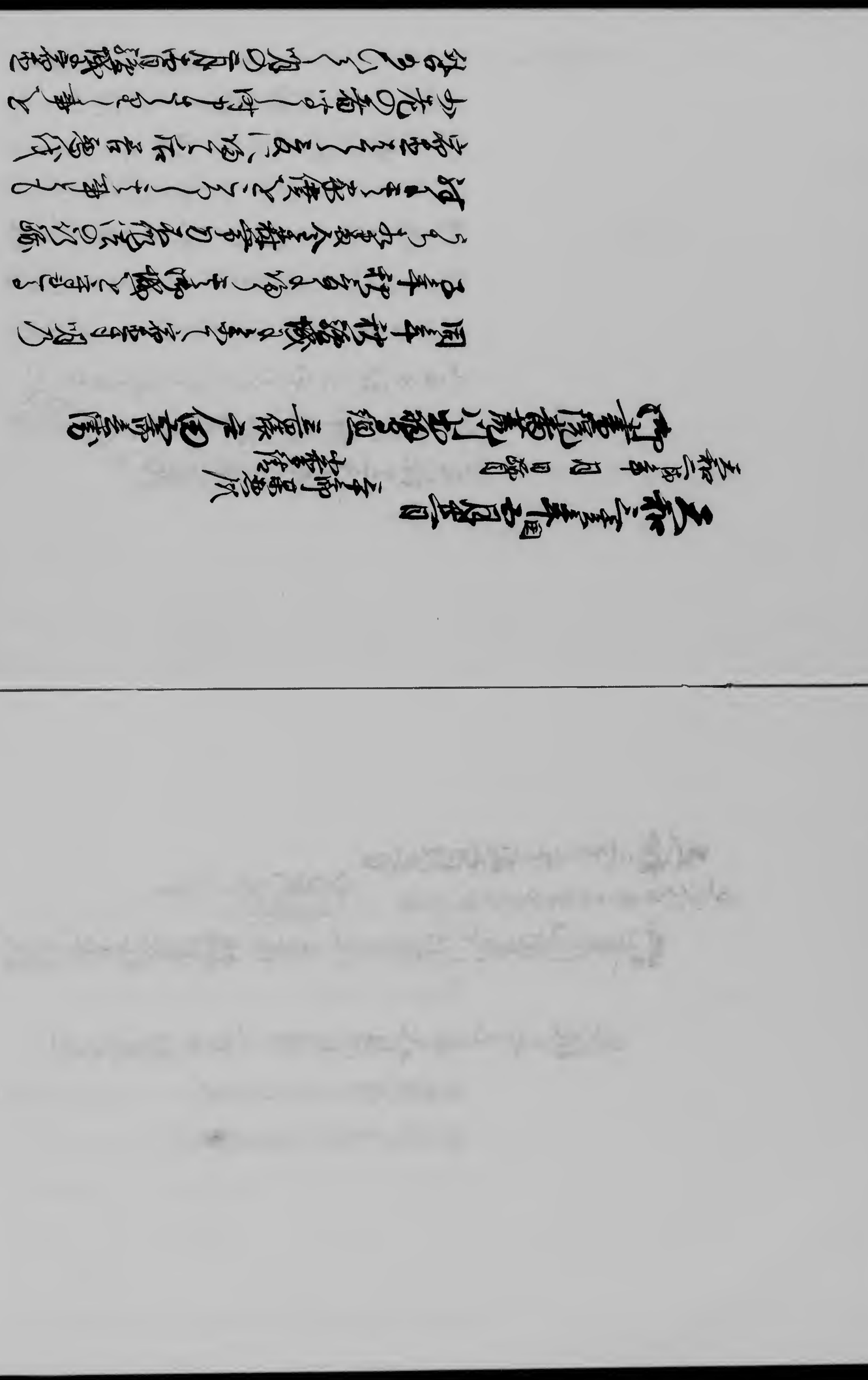

国立公文書館
National Archives of Japan

せ〜ものも先ず書院荒川出羽守
定昭と仕丹波若狭守石頭けゝれ
細川稲垣数馬を御法井を石手に
頼けゝれ之細中四十六人門をさして
ひろきより作ひ〜ゝ出羽守義
常力に死と傷ってゝ〜見よりて
天命を信じ門をさしてひろして九月
八日より到ってやうゝにて事と見され
ゝ

元禄十年十月 釋入小条安房守組

元禄十二年十月八日死

天和三亥年閏五月廿三日

安房守帝嫡次男 出羽守信松年後養氏組

天和元年七月十三日遺領

御書院番荒川出羽守組 番頭 安房守帝嫡

同年秋綱吉の命を受け〜
自分二歳年二月十六日に〜三年綱吉
邸に諸の四の事三歩より〜さるも〜と
とうたのしてお出遊〜内門を命を
らも九月八日死去も

元禄六年秋綱吉の命を受け〜

元禄十四年八月廿一日 釋入松平三郎組

寛永二百年九月廿日死

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan